

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

ページ

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課)

訓 令 甲

○単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

○人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

二

○人事委員会の権限(特殊勤務手当)の一部委任の一部を改正する告示

二

規 則

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十五号

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項及び附則第八項中、「附則第二十項」を、「附則第二十六項」に改める。

別表様式第六十号の三の項及び様式第六十号の四の項中、「附則第十九項」を、「附則第二十五項」に

同表様式第六十号の五の項中、「附則第十九項」を、「附則第二十八項」に、同表様式第六十一号の項中

「附則第二十一項」を、「附則第二十七項」に、同表様式第六十二号の項中、「附則第二十一項」を、「附

則第二十七項」に改める。

様式第六十一号(その三)中、「職員の給与に関する法律」の下に、「外国人労働者の雇入れ」を加え、「雇

用した」を「所在していた」に改める。

様式第六十二号中、「附則第十八項」を「附則第二十四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十三年宮城県規則第七号)の一部を次のよう

に改正する。

第四条第五号中、「本籍」の下に、「(外国人にあつては、国籍等)」を加え、「ものとし、外国人にあ

つては外国人登録証明書の写しとする」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一

項を加える。

条例第六条第二項第十一号の規則で定める事項は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一

号)第三十条の四十五に規定する国籍等(次項において「国籍等」という。)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十三号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程(昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改

正する。

第五条第二項中、「第十六条」を、「第十五条」に改める。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一号から第十八号までを一条ずつ繰り上げる。

別表第六中、「第十五条関係」を、「第十四条関係」に改める。

別表第七中、「(第十七条関係)」を、「(第十六条関係)」に改める。
別表第八中、「(第十八条関係)」を、「(第十七条関係)」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年七月十三日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・二・五十七

人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特務勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第百二十八号)に基づき、人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。
第九条に次の一項を加える。

2 条例第十一条第三項の規則で定めるものは、牛のと殺の作業とする。

第三十九条第四項中、「暴力団幹部」を、「暴力団(同号に規定する暴力団をいう。)の幹部」に、「当該暴力団幹部」を、「当該暴力団の幹部」に改め、同条に次の三項を加える。

6 条例第四十三条第一項第六号のその他規則で定めるものは、暴力団に準ずるものとして人事委員会が定めるものとする。

7 条例第四十三条第一項第六号の危害を加えられるおそれがある者として規則で定めるものは、人事委員会が定める者のうちから、警察本部長が指定する者とする。

8 条例第四十三条第一項第六号の暴力団等から危害を加えられることを未然に防止するために行う業務のうち規則で定めるものは、前項に該当する者(以下、「保護対象者」という。)の直近又は周辺における警戒の業務(警察本部長が身辺警戒員として指定する者が行うものに限る。)又は保護対象者の住居、業務を行う場所、行先地の施設等の周辺における警戒の業務(固定配置の形態により行われるものに限る。)とする。
第四十条に次の一項を加える。

3 条例第四十四条第二項の規則で定める皇族は、文仁親王又は悠仁親王とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会告示第六号

人事委員会は、人事委員会規則二・二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平成十三年人事委員会告示第一号(人事委員会の権限(特殊勤務手当)の一部委任)の一部を次のように改正した。

平成二十四年七月十三日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二中(㉔)を(㉔)とし、(㉔)を(㉔)とし、(㉔)の次に次のように加える。

(+) 規則七・二第三十九条第六項に規定する人事委員会が定めるものについて定めること。

(㉔) 規則七・二第三十九条第七項に規定する人事委員会が定める者について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十四年七月十三日